

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：三菱UF J ニコス株式会社】用

商品名	J A多目的ローン（三菱UF J ニコス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必要とすご資金（借入申込から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。 （他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金等は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができますものとします。 ○医療・介護費用が資金使途の場合、2 親等以内の家族にかかる資金も対象とします。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.65%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過することと同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UF J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済	○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.50%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.50%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.60%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.50%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.50%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.60%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.50%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.50%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.60%								

9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①長期継続入院特約なし・・・年 0.80% ②長期継続入院特約付・・・年 0.85%
保証料	○分割払い 約定返済型の元利金返済に併せ、保証料をお支払いいただきます。 なお、お借入利率に年 1.65%の保証料を含みます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083－976－6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083－922－0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082－225－1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093－561－0360 （福岡）電話：092－791－1840 （久留米）電話：0942－30－0144

	【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府)(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100～5,500円の電子契約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2025年9月13日現在)